



亘理町立長瀨小学校

いじめ防止基本方針

令和2年4月

◆ はじめに ◆

「いじめ」は古くて新しい問題であるといえる。昨今ではインターネットの普及により小学生でも簡単にメールや掲示板を見ることができ、そこから新たないじめ問題も生じ、いじめはますます複雑化する傾向にある。こうした中で平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、それを受けて同年12月には「宮城県いじめ防止基本方針」が作成された。

そのような状況で、本校の児童がいじめの被害者・加害者になることがないように、そして教職員が改めていじめ問題に取り組むことを目指して、「長瀨小学校いじめ防止基本方針」を作成した。

本校のあいことば「かしこく やさしく たくましく」の具現化のために「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快なことを、毅然とした態度で行き渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。またいじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という理念のもと、長瀨小学校の児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校を挙げて努めていかなければならない。

◆ 目次 ◆

第1部 教職員マニュアル

I	いじめに対する基本的な考え方	1
1	いじめとは	
2	いじめの基本認識	
II	未然防止	2
1	児童や学級の様子を知るためには	
2	互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには	
3	命や人権を尊重し豊かな心を育てるには	
4	保護者や地域の方への働きかけ	
III	早期発見	4
1	教職員のいじめに気づく力を高めるには	
2	いじめ発見のきっかけ	
3	いじめの態様	
4	いじめが見えにくいのは	
5	早期発見のための手だて	
6	相談しやすい環境づくりをすすめるには	

IV	早期対応	7
1	いじめ対応の基本的な流れ	
2	いじめ発見時の緊急対応	
3	いじめが起きた場合の対応	
4	迅速に対応するための体制と流れ	

V	ネット上のいじめへの対応	10
1	ネット上のいじめとは	
2	未然防止のためには	
3	早期発見・早期対応のためには	

第2部 組織対応マニュアル

I	いじめ問題に取り組む体制の整備	12
II	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	
III	重大事態発生時の対応	
IV	関係機関、警察、地域などとの連携	
V	教職員の研修の充実	
VI	いじめ早期発見のためのチェックリスト	
VII	小中連携によるいじめ問題への対応	

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、長瀬小学校の教育活動と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

■いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》

文部科学省では（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」を定義としてきましたが、平成18年度に（上記のように）見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知をしやすいようにしたものと考えられます。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

【「生徒指導提要」平成22年3月 文部科学省】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下の①～⑤は、本校教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という雰囲気を作る。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、最も重要なことは「いじめが起こらない学級・学校づくり」といった未然防止に取り組むことである。そのためには「いじめは、どの学級にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」が必要である。児童・保護者の意識や生活背景、地域、学校の特性を把握した上で、年間を通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知るためには

■教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。子供たちの目線に立って物事を考え、子供たちと場を共有することが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推察する感性が求められている。

■実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのために定例の生活アンケート（児童）をしっかりと分析したり、学級内の人間関係をとらえる調査を実施したりすることが求められる。必要に応じて保護者の意識調査等も実施することも考えられる。また、配慮を要する児童の進級、進学に当たっては教職員間や学校間で適切な引継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

学校の教育活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって教職員の姿勢は大きな教育環境の一つである。教職員が児童に対して、愛情を持ち、配慮を要する児童や、気になる児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

■児童のまなざしと信頼

児童は教職員の言動の一つ一つをつぶさに見ている。教職員の何気ない物言いや態度が、児童を傷つけ、結果としていじめを誘発、助長してしまう場合がある。教職員は児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

■心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年・学校で展開していくためには、教職員の共通理解・共通行動が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導などについて、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる学校の雰囲気大切である。そのためには、校内の諸組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

■自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また教職員の児童への温かい声掛けが「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化するものである。

子供たちに自信を持たせる教師の言葉

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね！」
- ・「あなたの態度は立派だったよ。すばらしいね！」
- ・「君の行動は勇気あるね。感心したよ！」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢は見事だね！」
- ・「そう、〇〇ができるようになったの。先生もうれしいよ！」
- ・「〇〇なところが、君の長所だね。いいところをもっと伸ばそうね！」
- ・「このクラスには君のその力が必要なんだよ。力をかしてくれな！」
- ・「ありがとう。君の行動でみんながすくわれたよ！」

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また様々な関わりを深める体験的な学習を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

■人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

■道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心の底から揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」などに触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や学級懇談会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けるようにしたい。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、P T A研修会の開催や学校のホームページ、学校だより(学年・学級通信)などによる広報活動を積極的に行うことも大切である。

《実践例1》授業参観など

- ・授業参観において、保護者の方に道徳や学級活動などの時間を公開する。
- ・学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ・学級活動などでいじめについてクラスで考えるに当たって、保護者にインタビューする課題を出す。
(例)「いじめのないクラスをつくっていくにはどうしたらいいのか」をクラスで話し合うので、お父さん・お母さんの考えを聞かせて！

《実践例2》学年・学級通信

- ・いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して、保護者に協力を呼び掛けて、その内容に関しての意見をもらう。
(例)【標語募集】学校では児童会が中心となって「STOPいじめ！」運動をしています。その一環として保護者の方から標語を募集していますので、御協力ください。

Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見すれば、それだけ早く解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や保護者など大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められる。

また児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるには

■児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をしっかり受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

■児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童や気になる児童に気がつき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2 いじめ発見のきっかけと相談の状況

■調査結果

平成29年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より

- ・アンケート調査から発見される割合が半数以上と高く、学校生活アンケートの十分な活用が重要であることが分かる。
- ・学級担任が発見する場合は約11.5%と高くないが、いじめられた児童の8割は学級担任に相談している。
- ・誰にも相談していない（できない）児童も多くいることが分かる。

いじめ発見のきっかけ（%）～平成29年度 小学校～

- 1（56.7%）アンケート調査など学校の取組により発見
- 2（16.1%）本人からの訴え
- 3（11.5%）学級担任が発見
- 4（9.4%）当該児童の保護者からの訴え
- 5（2.9%）児童(本人をのぞく)からの情報

いじめられた児童の相談の状況（複数回答可:%）

- 1（81.3%）学級担任に相談
- 2（21.3%）保護者や家族等に相談
- 3（5.5%）誰にも相談していない
（5.5%）友人に相談
- 5（4.6%）学級担任以外の教職員（養護教諭、SC等の相談員を除く）

■調査結果から分かるポイント

- ・小学校ではアンケート調査に対して、抵抗が少なく、そこから発見される場合もかなりの数にのぼる。そのため定期的なアンケート調査の実施とその結果に対しての児童との教育相談の機会を確保することが重要である。
- ・学級担任の発見がそれほど高くないことから、担任の目配り、気配りを大切にした学級経営がより重要となる。誰にも相談していない児童も多いことから、児童の声なき声にどれだけ耳を傾けられるかが早期発見のポイントでもある。また本人から訴え出た場合は、いじめが相当深刻で、進行している可能性も考えられ、直ちに対処する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要となることも考えられる。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア	冷やかしゃからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。・・・脅迫，名誉毀損，侮辱
イ	仲間はずれ，集団による無視 * 刑罰法規には抵触しないが，他のいじめ同様毅然とした対応を
ウ	軽くぶつかられたり，遊ぶ振りをして叩かれる，蹴られる。・・・暴行
エ	ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。・・・暴行，傷害
オ	金品をたかられる。・・・恐喝
カ	金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。・・・窃盗，器物破損
キ	嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。強要，強制猥褻
ク	パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・名誉毀損，侮辱

4 いじめが見えにくいのは

- ・ いじめは大人の見えないところで行われている。
いじめは大人が目につきにくい時間や場所を選んで行われている。
①無視やメールなど客観的に把握しにくい形態で行われている。(場所と時間)
②遊びやふざけあいのような形態，被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態，スポーツ少年団などの習い事の最中などに行われる形態がある。(カモフラージュ)
- ・ いじめられている本人からの訴えは意外に少ない。
いじめられている児童は，①親に心配を掛けたくない ②いじめられる自分はダメな人間だ。
③訴えても教師や親は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い などといった心理がはたらくものである。
- ・ ネット上のいじめは最も見えにくい。
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「最近，通信型ゲームをやりたがらない」「パソコン(携帯)を触ろうとしない」などの兆候があれば，いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え，いじめが疑われる場合は即座に学校に連絡してもらうよう依頼しておくことが必要である。

5 早期発見のための手だて

■日々の観察～児童がいるところには，教職員がいる～

休み時間や昼休み，放課後などの雑談の機会に児童の様子に目を配る。「児童のいるところには教職員がいる」ことを目指し，児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは，いじめ発見に効果がある。また教室には日常的に「いじめ相談」の窓口があることを知らせる掲示をすることも大切である。

■観察の視点～集団を見る視点が必要～

発達段階から考えると，児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め，発達の個人差も大きくなる時期でもあることから，その時期にいじめが発生しやすくなる。その時期をどのように過ごしたかを，学年間で情報共有し，学級内にどんなグループがあり，またその人間関係はどうなっているのかを把握する必要がある。また気になる言動が見られた場合，グループに対して適切な指導を行い，関係修復に当たることが必要である。

■日記の活用～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

日記を課題にしている担任も多い。また必要に応じて気になる児童に日記を書かせることで，担任と児童・保護者が連絡を密に取れるようになり，信頼関係が構築できる。気になる日記の内容に関しては，教育相談や家庭訪問などを実施し，迅速に対応する。

■教育相談(学校カウンセリング)～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中で教職員の声掛けなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。

また生活アンケート実施後に定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした面談を実施するなど相談体制を整備することが必要である。特にアンケートで気になる回答をした児童に対しては、間をおかずに話を聞くスピーディな対応が不可欠である。

■いじめ実態調査アンケート(生活アンケート)～アンケートは実施時の配慮も必要である～

実態に応じて随時実施する。児童の様子をつかむために、毎月1回学級活動の時間などを利用してアンケートを実施する。アンケートによって気になる点があれば、どんなに小さな点も見逃さず、児童との面談を行う。児童は比較的、正直にアンケートに回答すると思われるが、いじめられている児童にとっては、その場での記入が難しいことも考えられるので、実施方法は記名、無記名、持ち帰りなど状況に応じることも考えられる。

またアンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識も必要である。

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

児童が教職員や保護者へいじめについて相談することは、小学生にとっても勇気のいる行為である。いじている側から「チクった」などと言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性を考え、その対応については細心の注意を払うべきである。対応如何によっては教職員への不信感を生み、その後の情報が入手できなくなったり、いじめ自体が潜在化したりすることも考えられる。

■本人からの訴えには

- ・心身の安全を保証する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で先生は君を守るよ」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合にはその手だてを考えなければならない。保健室や教育相談室などの一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や7学年、カウンセラーを中心に本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いを持つことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聞き取りだけに終始しないように注意する。

■周りの児童からの訴えには

- ・いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・「よく言ってくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

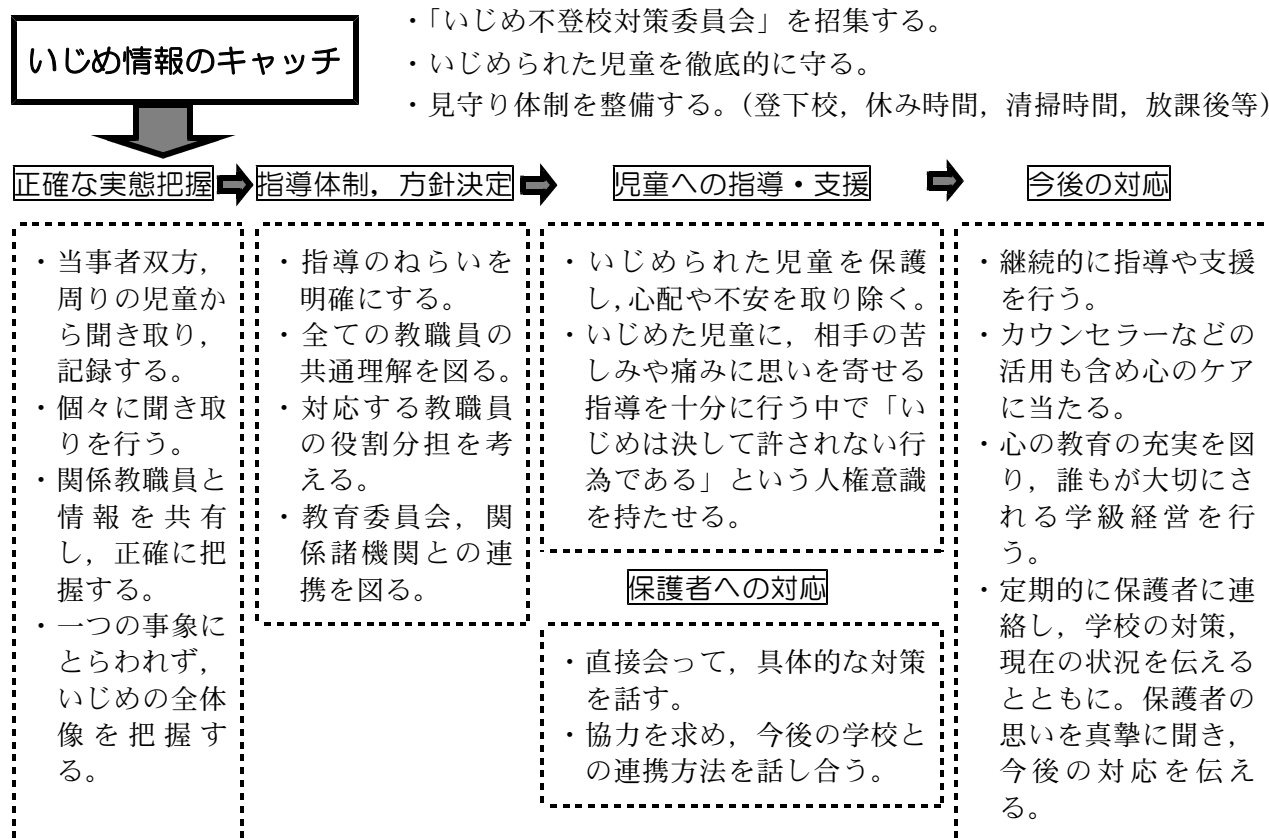
■保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことは難しい。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところなどなど、学校の様子について連絡をこまめに取ることも大切である。
- ・児童の苦手なところやできていないところを一方的に指摘されると、保護者は自分の子育てやしつけについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な処理をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて（一人で抱え込まず）学年・学校全体で組織的に対応することが重要である。またいじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、管理職にいじめの事実を報告する。

■いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないよう、場所、時間などに慎重な配慮を行う。また事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが鉄則である。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後などにおいても教職員の目の届く体制を整備する。

■事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、原則として複数教職員で行い、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・管理職などの指示の下、教職員間の連携と情報共有を随時行う。（短時間で正確な事実関係を把握）

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◆どないいじめか？どんな被害を受けたか？ 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

重要

児童の個人情報、その取り扱いに十分注意すること！

3 いじめが起きた場合の対応

■いじめられた児童に対して

児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。

いじめを訴えた保護者から 不信感を持たれる教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです
- ・家庭での甘やかしが原因です。
- ・クラスにいじめはありません。
- ・どこかに相談に行かれてはどうか。

■いじめた児童に対して

児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携が無いために 保護者から発せられる言葉

- ・いじめられる理由があるんじゃないですか。
- ・学校がきちんと指導していれば…
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

■周りの児童に対して

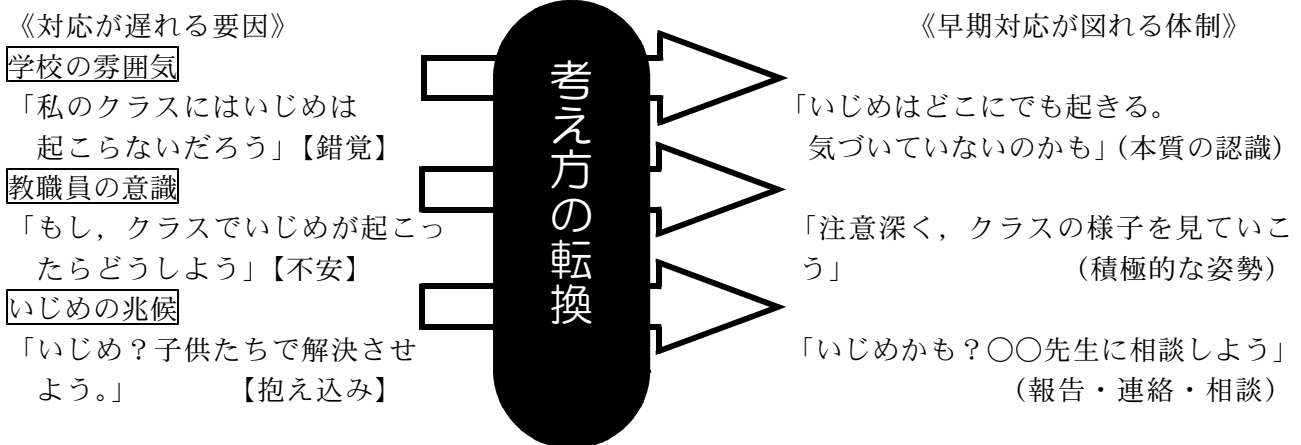
- ・当事者だけの問題に留めず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例などの資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題としてとらえさせる。

■継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係諸機関の活用を含め心のケアに当たる。
- ・いじめの発生を機にして、事例を検証し、再発防止、未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の約束である原則として携帯電話の利用制限、児童のパソコンや通信型ゲーム機などを第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。加えてネットリテラシーを情報教育の時間に意図的に組み入れることも求められる。

「ネット上でのいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察などの専門的機関との連携も視野に入れなければならない。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・通信型ゲーム機を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷をWEBサイトの掲示板などに書き込んだり、メール（通信型ゲーム機も含む）を送ったりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例 児童が事件に巻き込まれた事例だけでなく、インターネットをどのように使っているか保護者ととも調査することも必要である。

《ネット上のいじめ》

- ・メールいじめ
- ・ブログいじめ
- ・チェーンメールいじめ
- ・携帯ゲーム機いじめ

《特殊性による危険》

匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもいいと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが中傷していると思うなど心理的ダメージが大きい。

- ・SNSからのいじめ
友達数人に限定したサイトと安心して友達の悪口を書くと、それをコピーされて別の掲示板にも広がる。

掲載された個人情報や画像は情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
携帯などで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により、自宅などが特定されるなど、個人情報が流出する可能性がある。

※一度流失した個人情報は回収することが困難であり、不特定多数の者に流れたり、アクセスされる危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での約束の遵守、情報モラルの指導だけでは限界もあり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携し、双方で指導を行うことが重要である。

■保護者会などで伝えたいこと

[未然防止の観点から]

- ・児童のパソコンや携帯、ゲーム機を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行い、携帯を持たせる必要性について検討すること。
- ・通信可能なゲーム機の特徴を、保護者も理解し、使い方について指導すること。
- ・ネットへのアクセスは「トラブルの入り口」に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっていることを認識すること。
- ・「ネット上のいじめ」は、他のいじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。

[早期発見の観点から]

- ・家庭では、パソコンを見たときの児童の表情の変化などにも気を付け、何か不審な点があったら、児童に問い掛けするとともに、学校へも連絡・相談すること。

■情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

[インターネットの特殊性を踏まえて]

- ・発信した情報は多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、被害者が出たり、傷害事件など別な犯罪も誘発する可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。

[児童の心理]

- ・匿名で書き込みできるなら…
- ・自分だと分からなければ…
- ・誰にも見られていないから…
- ・あの子もやっているから…
- ・ネット上で目立ちたいから…

3 早期発見・早期対応のためには

■関係機関と連携したネット上の書き込みや画像などへの対応

- ・書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応など、具体的な対応方法を児童・保護者に助言し協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決困難な事例が多く、警察などの専門機関との連携が必要になる。

[書き込みなどの削除の手順（参考例）]

□書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込みなどの削除を迅速に行う必要がある。

[指導のポイント]

- ・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みはできるが、書き込みを行った本人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪行為に該当し、何らかの処分が下されること。

□チェーンメールの対応

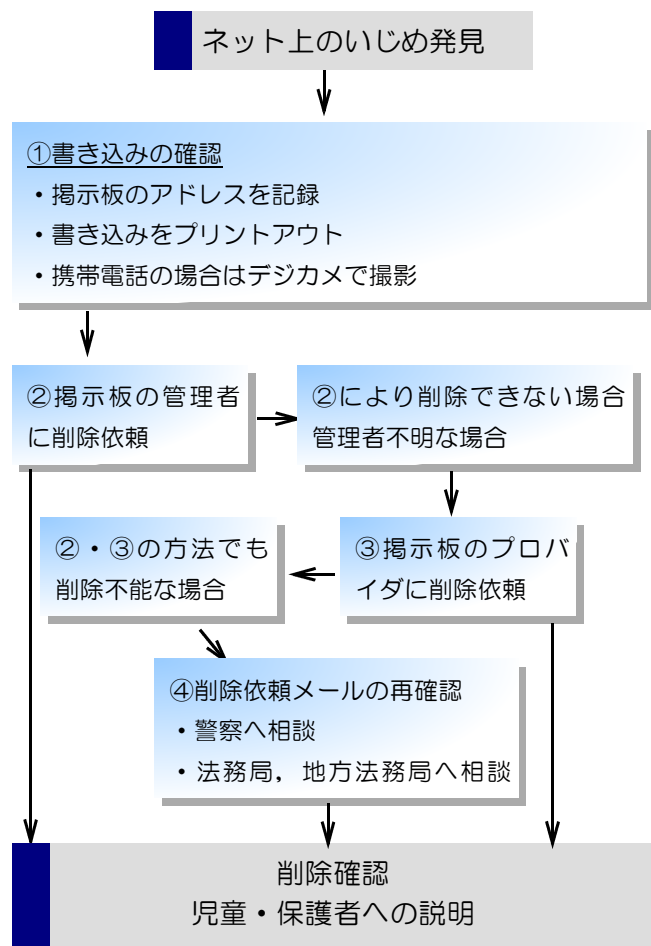
[指導のポイント]

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ・受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては「ネットいじめ」の加害者となること。

チェーンメール転送

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(財)日本データ通信協会メール相談センター



※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

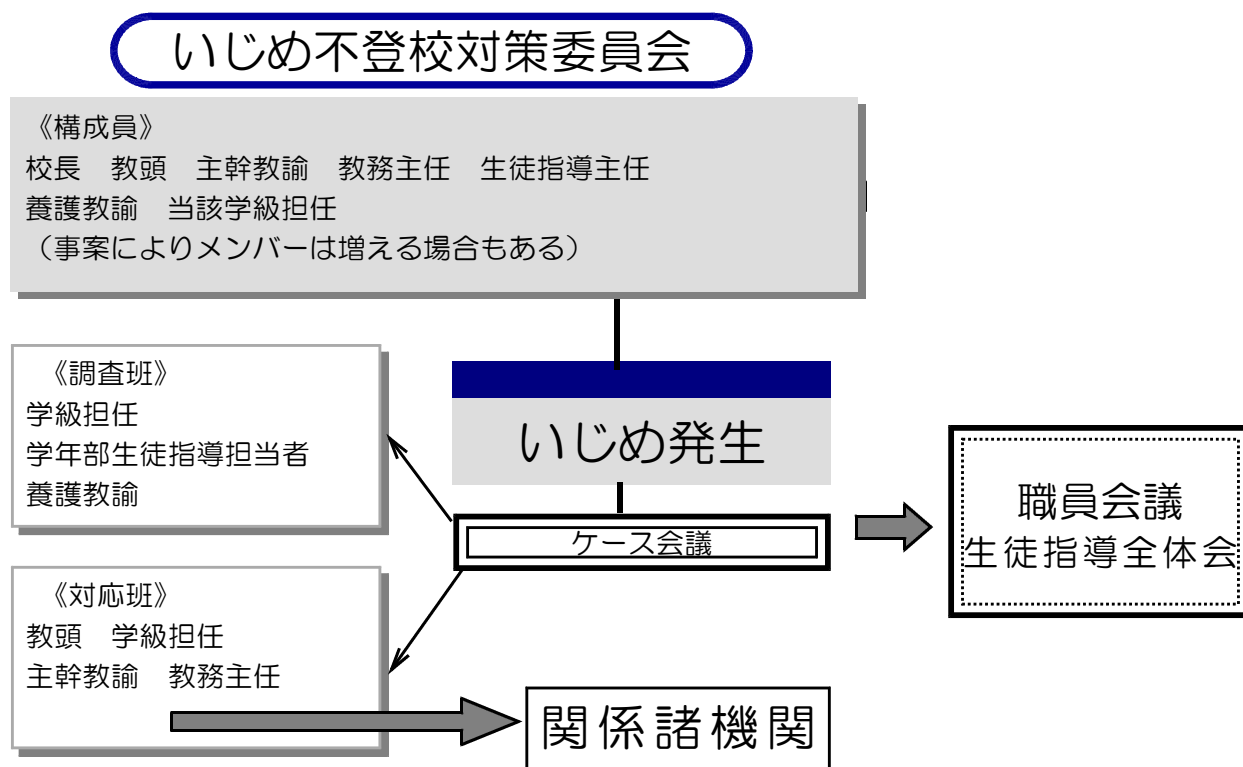
I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題の取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、生徒指導部と連携させ「いじめ不登校対策委員会」を組織し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を実施していく。また組織が機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童や地域の実態に応じた取組を行うものとする。

1 いじめ不登校対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は学校長が任命した教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学級担任などを中心にして設置する。なお、メンバーは事案の内容に応じて柔軟に対応することも考えられる。(SSW, PTA役員、主任児童委員、浜吉田駅駐在所員なども加わる場合もある)
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ不登校対策委員会組織》



- 定例のいじめ不登校対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- いじめ事案の発生時は、ケース会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班などを編成し、柔軟に対応できるようにする。
- いじめ不登校対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議、生徒指導全体会において報告し、周知徹底させるとともに、各学年においても再発防止のための対策を講じるようにする。

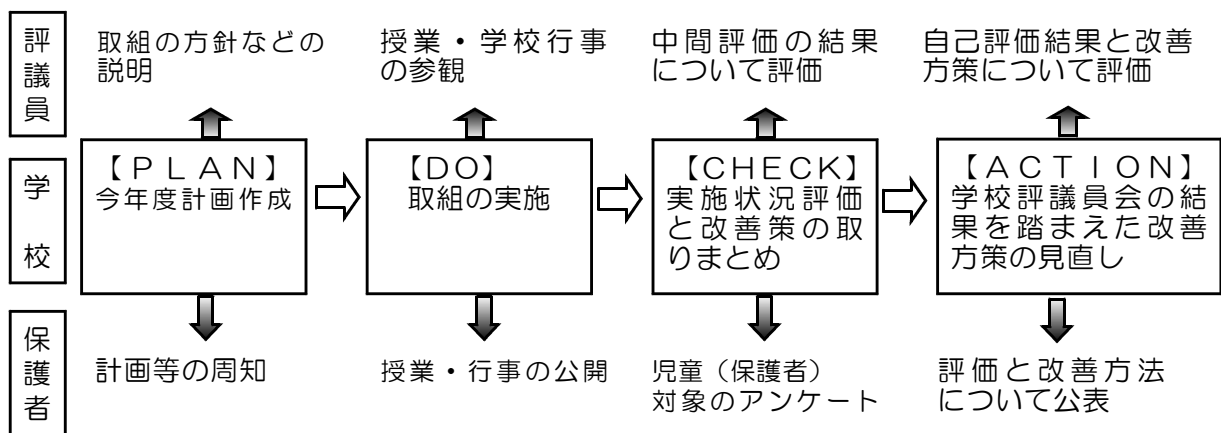
2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

- ・ いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、P D C Aサイクルに基づいて年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- ・ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

《年間指導計画 長瀬小学校モデル》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
具体的な対応策	生徒指導全体会		事案発生時、緊急対応会		生徒指導全体会	
	いじめ実態調査 学校生活アンケート	(毎月実施)	学級懇談会での 保護者向け啓発			
	生徒指導全体会	(毎月実施)	学校評議員会 で説明			

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
具体的な対応策			事案発生時、緊急対応会		生徒指導全体会	生徒指導
	いじめ実態調査 学校生活アンケート		個人面談期間		学校評議員会 で説明	
	生徒指導全体会					



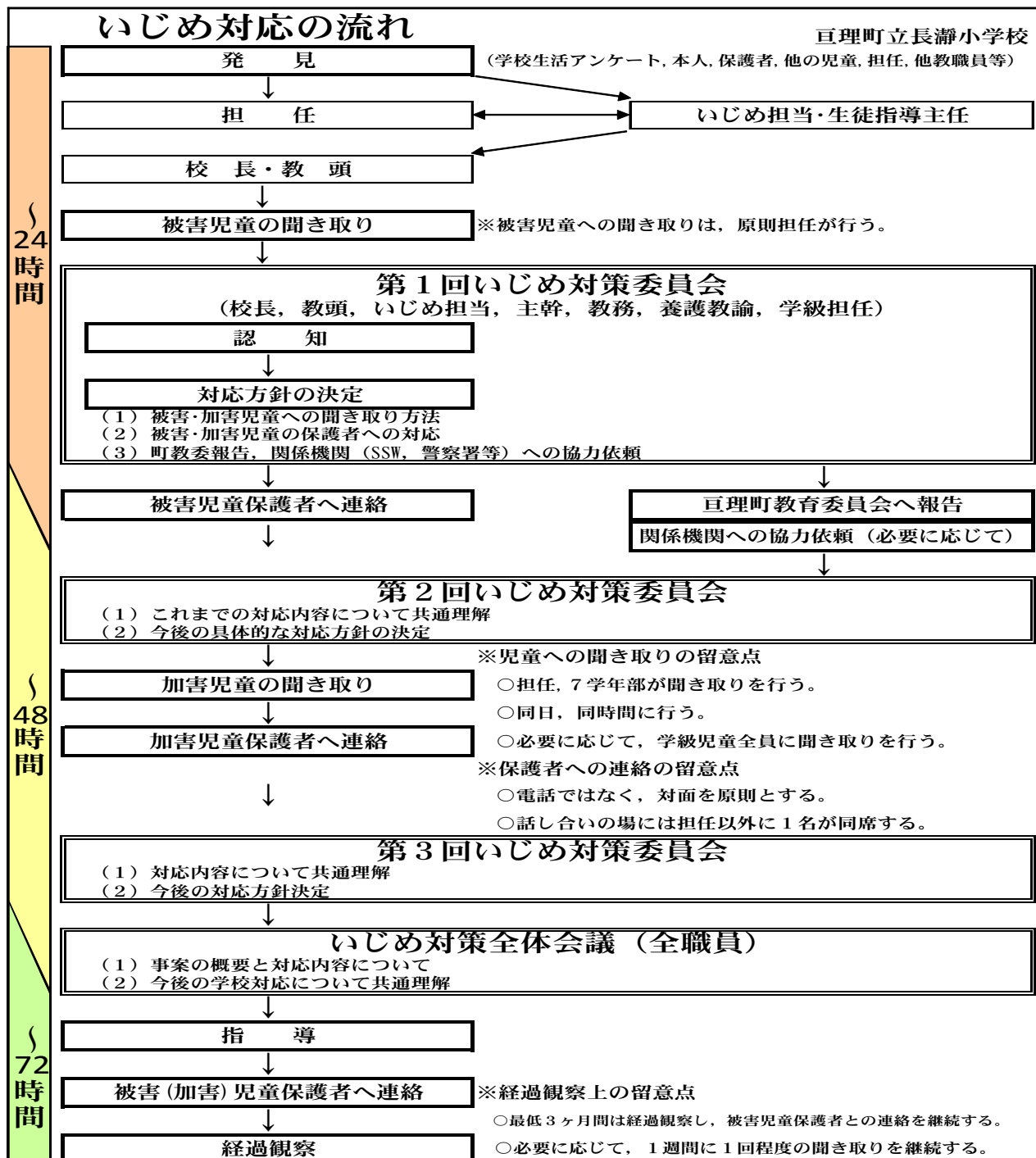
チェックポイント

- いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動など）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行き、学校全体で組織的に対応しているか。

Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況を避けるためにも、学校長がいじめ不登校対策委員会を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。



*いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

*いじめの解消に向けて取り組むに当たっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にズレが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討、協議し慎重に対応することが求められる。

Ⅲ 重大事態発生時の対応

■生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに教育委員会、警察などの関係諸機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。
- ・事案によっては、学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を学校長が最終判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の実施を検討する。
- ・相当、深刻な事案になるとマスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

重大事態発生に係る調査を行うための組織 【いじめ問題特別調査委員会】

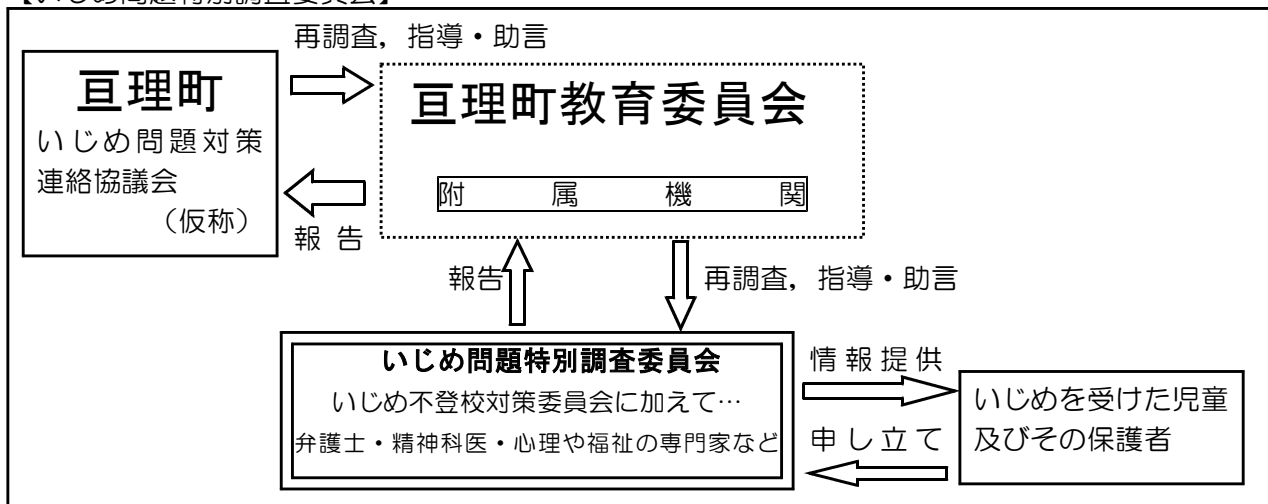
■重大事態とは

- 1 いじめを受けた児童に生命・心身または財産上に重大な被害が生じた疑いが認められる時
 - ①児童が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品などの重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合など
- 2 いじめを受けた児童が一定期間、また連続して欠席や別室登校、早退を余儀なくされている時
- 3 生徒や保護者から「いじめられて重篤な事態に至った」という申し立てがあった場合
※その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、調査・報告などに当たる。

■「いじめ問題特別調査委員会」の設置

上記の重大事態発生時には、その事態に対処し、当該事態と同様な事態の発生防止のために「いじめ問題特別調査委員会」（以下、特別委員会）を設置する。特別委員会は、教育委員会の指導の下に常設されている「いじめ対策委員会」を母体とし、重大事態の性質に応じた専門家を加えて組織する。

【いじめ問題特別調査委員会】



重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「特別委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から、誰から行われ、どのような態様だったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な効果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生ずる恐れがあるような場合は、教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた児童から聴き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を即座に止める。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援などを行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた児童から聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(3) 調査を行う際の留意点

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。(ただし事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断される場合はこの限りではない。)

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- ・ これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校児童やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の町長への報告

- ・ 調査結果については、教育委員会を通して町長へ報告する。
- ・ 上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会を通して町長へ送付する。

(3) いじめた児童及び保護者への説明

- ・ 随時、学校での事情聴取を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

- ・ PTA会長などとの相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることがあきらかな場合は、緊急の説明会を行い、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意を持って対応する。必要に応じて、電話対応者と対応内容をメモする職員を決めておく。(原則として教頭が電話対応、主幹教諭がメモ)

(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関への電話対応は教頭を窓口とする。即答は避け、「取材時間、取材場所」を決めて、教育委員会の指導の下、マスコミ取材を受ける。

(3) その他

- ・ 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を町教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

IV 関係機関、警察、地域などとの連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域などの関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主任などを中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換など、いわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会などとの連携について

学校において重篤ないじめを発見した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言などの必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士などの専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 懲戒・出席停止処分について

児童に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合には、校長のリーダーシップのもといじめ対策委員会との協議を経て、いじめの加害児童に対して出席停止を命じることを教育委員会に打診することも考えなければならない。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

《参考》

学校教育法第11条（児童、生徒の懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

学校教育法第35条（児童の出席停止）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為（以下略）

※校長の出席停止命令

(1) 児童・生徒の出席停止を命じるのは教育委員会の権限であるが、①教育委員会はその事務を校長に補助執行（専決）させたり、②教育長を通じて校長に委任することもできる。

(2) 前(1)①の場合、出席停止は教育委員会の権限と責任で行うが、事前の承認又は事後の報告で校長に処理を任せることもある。

〈「出席停止制度の運用の在り方について」 平 13.11.6 文科初 725 初中局長通知〉

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的または必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為恐喝など、犯罪と認められる事案に対しては、早期に所轄の浜吉田警察駐在所、互理警察署生活安全課などに相談し連携して対処することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

4 地域その他関係諸機関との連携について

いじめた児童のおかれた背景に保護者の養育方法などの要因が考えられる場合には、児童相談所や福祉事務所、地域の民生委員・児童委員の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

《いじめに対応する専門機関》

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ◆県警察本部少年課（いじめ110番） | 022-221-7867 |
| ◆中央児童相談所 | 022-784-3583 |
| ◆仙台法務局人権擁護部（こどもいじめホットライン） | 022-225-5611 |

チェックポイント 関係機関との連携

- いじめ問題の解決のため、教育委員会などとの連携を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所や警察などの地域の関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画などを公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体などととともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

V 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者層の若い教職員に対しては校内でのO J Tが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

《カウンセリング研修》

県教育センターの研修をはじめ、カウンセラーを講師にした研修など、カウンセリング・マインドの向上を目指した研修を積極的に行う。

《OJT On-the-Job Training》

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技能・態度などを意図的、計画的、継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動。

VI いじめ早期発見のためのチェックリスト(例)

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝 いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり，落書きがあつたりする
- 班にすると机と机に隙間ができる
- 学級やグループの中で，絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり，他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中，教職員に見えないようにいたずらをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループにすると特定の子が残る
- 特定の子に気遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

《日常の行動・表情》

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴え保健室に行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし，目立たないようにしている
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり，愛想笑いをしたりする
- おどおど，にやにやしている
- 顔色が悪く，元気がない
- 遅刻，欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

《授業中・休み時間》

- 発言すると友達から冷やかされる
- 班編制の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し，忘れ物が増える
- 教職員が褒めると冷やかされたり，陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員のそばにいたがる

《給食時》

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり，食べなかったりする
- 給食当番でいつも同じ役をやり続けている
- 他の児童の机から，机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

《清掃時》

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

《その他》

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり，隠されたりする
- 洋服などが汚されたり，破れたりしている
- けがの状況と本人の言い分が一致しない
- 必要以上のお金を持ち，友達におごる
- 持ち物や机などに落書きされる
- 理由もなく成績が急に下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し，他の児童に指示を出す
- 活発だが，他の児童にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受けない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする

吉田中学校区における令和2年度いじめ問題への対応について

【令和2年度からの町内共通指示事項】

○町いじめ防止基本方針に積極的・具体的ないじめ防止の取組を明記

〔町いじめ防止基本方針〕

→ 令和2年度から6月・11月をいじめ防止強化月間とし、11月に『亘理町いじめ防止フォーラム』を開催。

〔学校いじめ防止基本方針〕

→ 各校の6月・11月のいじめ防止に向けた児童生徒主体の取組を明記。

上記の指示から、本校の考えとして



○長瀬小学校・吉田中学校・地域・行政が一体となって、いじめ防止に向けた取組を推進していきたい。そこで…



○吉田東部地区の「いじめ防止強化月間」の取組

・「吉田東部地区校外指導委員会」を母体とする。

・取組イメージの具体案

「いじめ防止標語（ポスター）コンクールの開催

対象 小・中学校児童生徒，保護者，地域住民



各学校（募集）



まち協，交流セ（募集）

*スケジュールのイメージ

6月 周知期間

7～8月 募集（夏季休業中をメインに）

9～10月 まち協に優秀作品選考審査依頼

（小1，中1，保1，地1）

表彰（費用は吉田東部地区校外指導委）

優秀作品の中学校区内掲示等

*ポスターは小中で隔年1作品

11月 「町いじめ防止フォーラム」において、地域と一体となったいじめ防止推進の取組として発表